

駒の学び舎 世田谷区立駒沢中学校 部活動規約

平成27年4月1日

第1章 総則

- 第1条 本活動は、世田谷区立駒沢中学校部活動と称する。
- 第2条 本活動は、駒沢中学校の教育課程に位置付け、学校の教育目標の実現を目指して行う。
- 第3条 本活動は、駒沢中学校の部活動に所属する全生徒の自主的・自発的な活動を通して、心身をたくましくするとともに、情操を豊かにし、生涯にわたり運動や文化に親しむ能力や態度を養うことを目的とする。

第2章 組織及び運営

- 第4条 本活動は、年間を通じて計画的に行われる。
- 第5条 本活動には、第3条の目的を達成するために部活動顧問会をおく。
- (1) 部活動顧問会は、本活動の協議機関であり、校長から分掌された部活動を受けもつ本校教職員（以後顧問と称す）で組織され、この運営にあたる。
 - (2) 部活動顧問会は、部活動の発足、廃止の計画等について、年度ごとにさまざまな角度から協議し、校長に意見を具申することができる。
- 第6条 本活動は、生徒部長会をおく。
- (1) 生徒部長会は、各部活動の部長で組織する。
 - (2) 生徒部長会は、本校教職員の立会いのもと、学期の始めを定例とし、必要に応じて開催する。
 - (3) 生徒部長会は、各部活動を援助する他、問題の解決や活動の改善を目指す。
- 第7条 本活動において、各部は保護者会を開催し、保護者に部活動経営案を示し、目標や指導方針、指導計画等を伝える。（部活動規約、経営案、年間計画、緊急連絡網等の配布、部活動費の徴収、情報交換等）

第3章 顧問等及び活動

- 第8条 校長から分掌された本校教職員を顧問とする。本活動は顧問が部活動を管理・監督し、指導する。
- 第9条 部員の指導は、顧問及び外部コーチ（校長から委嘱された指導員）が行う。部員との人間的なふれあいを大切にし、体罰は厳に禁じる。活動場所や用具などの安全管理や熱中症などの健康管理を十分に行う。
- 第10条 各顧問は、当該活動を行うにあたり、年間指導計画ならびに年間活動計画を作成し活動を行う。また、活動状況に関しては、部活動顧問会で報告する。
- 第11条 外部コーチは、常に顧問の意を受けて指導にあたり、任期は当該年度内とする。ただし、再任は妨げない。
- 第12条 活動日は、年度当初に部活動顧問会で協議し、調整する。
- 第13条 活動時間については、次のように定める。
- (1) 活動開始期間
校庭使用時刻は、一般生徒下校時刻以後とする。また、教室や体育館（格技室を含む）使用の部活動は、清掃終了後とする。時程に変更がある場合は、適宜連絡する。

また、職員の諸会議等の場合は原則として一斉下校、会議終了後を目途に再度登校して活動する。校門前で待機する場合は、歩道を通行する人を妨げないようにする。

ア 職員会議・研修会・特別委員会の場合は、再登校を指示する。

イ 学年会・専門委員会・分掌部会の場合は再登校ではないが、顧問または外部コーチが活動場所につけるまでは、用具を使わずにウォーミングアップ等を行う。

(2) 活動終了時間

ア 夏季 3月1日～10月31日 午後6時00分までに完全下校

イ 冬季 11月1日～12月28日 午後5時30分までに完全下校

1月4日～ 1月31日 午後5時40分までに完全下校

2月1日～ 2月 末日 午後5時50分までに完全下校

部員は時間までに完全下校し、顧問は下校指導を行わなければならない。

特に試合直前等で活動の延長が必要な場合は、保護者の承諾と校長の許可を得て、一定期間中30分まで下校時間を延長して活動することができる。

第14条 活動日に顧問が不在の場合は、活動しない。ただし、代理の顧問が明確にされている場合はその限りではない。また、インフルエンザ等の感染症や台風の接近、落雷が予想されるなどの場合は、原則として活動を中止する。

第15条 本活動の場所は、原則として校内の定められた場所とする。校外での練習や試合を行う場合は校長の許可を得て、所在等を明らかにするとともに、安全管理を徹底する。

第16条 早朝や週休日、休日の活動、プールの使用については、顧問の申し出により校長が許可する。

第17条 夏季や冬季（12月29日から1月3日を除く）、春季休業日の活動については、部活動顧問会が活動時間などの諸条件を調整する。

第18条 早朝練習の時間帯は7時30分～8時10分とし、登校時間は7時30分以降とする。

第19条 定期考查の一週間前から考查終了日まで、特別に校長が承認した場合を除き、一切の活動を停止する。宿泊行事や校外学習の前日も同様の扱いとする。（当該学年）

第20条 中学校体育連盟（中体連）主催の公式戦参加には、原則として本校教職員が引率する。なお、個人種目（水泳、テニス、体操、新体操、柔道等）に関しては、校長が承認した保護者や指導者が引率することができる。

第21条 部活動費については、各部ごとに必要であれば、これを徴収できる。なお、途中での退部の場合、一度支払われた部費は原則として返却しない。また、途中入部の場合でも、必要に応じて相応の部費を徴収することができる。

第22条 部活動費の金額については、保護者と顧問の協議を経て合意を得たのち、校長の承認を得て、部員保護者に文書で連絡するものとする。

第23条 部活動費の用途は、次のように定める。

- ・部活動に必要な備品、消耗品の購入
- ・中体連登録費、大会参加費や連絡通信費
- ・大会・練習会場からの緊急時の搬送費
- ・その他顧問が必要とし、保護者が了承し、校長が認めたもの

第24条 部活動費の会計については各部ごとに会計係の保護者が行うことを原則とする。会計事故防止のため、会計係の保護者は収支記録と収支報告書を作成し、副校長の監査を経て、年度末に部員保護者に報告しなければならない。また、その写しを校長に提出しなければならない。やむを得ず、顧問が会計を行う場合も同様とするが、現金は校

内にとどめず、銀行または郵便局等を利用して管理しなければならない。
部活動費以外で、年度途中に活動に必要な費用を徴収する場合も同様の手続きとする。

第25条 長期休業日には宿泊を伴う合同合宿を実施することができる。参加する部活動の顧問でつくる合宿委員会にて詳細を検討し、部活動顧問会で協議し、校長が承認する。これに伴う費用は別途徴収する。
なお、部活動単独での合宿は、保護者の責任のもとで実施することができる。

第4章 部員

- 第27条 本校生徒は、保護者の承諾を得て、部活動に所属して活動することができる。
- 第28条 新入生(新1年生および転入生)に関しては、一定の体験入部期間を設け、指定された期間内に入部申し込みをする
- 第29条 在校生に関しては、1年ごとに入部の意志確認を行う。退部や転部は、これを妨げない。
- 第30条 年度途中での退部・転部は、所属している部の顧問と転部先の顧問に相談して、手続きを円滑に進める。
- 第31条 原則として、兼部(2つ以上の部活動に同時に所属すること)は、これを認めない。ただし、兼部を前提とした部活動に入部する場合や特別な理由があり兼部を希望する場合は、この限りではない。
- 第32条 部活動に参加する全部員は、次のことを心得とする。
- (1) 一人ひとりが責任感と自覚をもって活動すること。
 - (2) 活動には意欲をもって参加し、体力の向上や健康、知識・技能の向上、個性の伸長に努めること。
 - (3) 学業と部活動が両立するように日常の学校生活を規則正しくし、明るく充実した学校生活をおくること。
 - (4) 部員同士は協力し、いじめをしない。異年齢集団のよさを大切にしながら、目標の達成に向けて互いに励まし合うこと。
 - (5) 部活動規約を遵守すること。
 - (6) 顧問、外部コーチ、代理の顧問等の指示をよくきき、礼儀正しく接すること。
 - (7) 活動場所の整理整頓や後片づけ、清掃は自主的に行うこと。
 - (8) 用具(道具)類は大切にし、手入れを定期的に行うこと。
- 第33条 都大会等上位大会出場などの場合には、その旨を玄関に掲示する。

(平成26年 4月1日 改訂)

平成27年度 部活動開設

- (1) 運動部
- ・男子バレーボール部 ・女子バレーボール部 ・男子バスケットボール部
 - ・女子バスケットボール部 ・野球部 ・サッカーチーム ・バドミントン部
 - ・卓球部 ・剣道部 ・陸上競技部
- なお、水泳やテニス、体操、新体操、柔道など、民間のスクール等で活動している生徒は、駒沢中学校の選手として中学校体育連盟等が主催する大会にエントリーすることができる。
- (2) 文化部
- ・吹奏楽部 ・茶道部 ・手話部 ・家庭科部 ・英語部 ・文芸映画研究部
 - ・工作写真部 ・美術部 ・JRC部(兼部可)

附則（留意事項）

1 お弁当を持参して活動する場合は、顧問、外部コーチ、代理の顧問等の指示された場所で食事をとり、後片づけは責任をもって行う。お茶等は水筒に入れて持参する。（BIN・CAN・ペットボトル・紙パックは禁止です。買い物に外出することは、事故防止のため禁止しています。）

*保護者の方も、BIN・CAN・ペットボトル・紙パックの持ち込みはご遠慮願います。また、体育館内は原則飲食禁止なので、ご協力を願います。

2 練習試合や公式戦の会場に見学・応援に行く場合は、学校の制服（標準服）またはジャージを着用する。私服での見学・応援はできません。また、試合会場へは公共の交通機関を利用すること。自転車は認められません。

（世田谷区内の中学校共通の約束事項である。）

3 会場校では、立ち入り禁止の場所に入ってはいけません。

4 保護者の方が応援に行かれる場合、自動車はご遠慮願います。

*会場校への自転車・自動車の乗り入れ等で、会場校周辺の方々に迷惑をかけた事例がありますので、ご協力ください。

5 部活動の登下校の服装については、以下の通りとする。（別表参照）

（1）冬季期間 10月1日～5月31日

部活動の登下校は、標準服または駒沢中学校の指定ジャージです。

①ジャージの中は、活動している部で決められた練習着でもかまいません。

②防寒着は、駒沢中学校ジャージの上に、標準服で認められているものであれば着用してもかまいません。

③ウィンドブレーカーやそれらに準ずる上着は、部活動で購入したものなど、部活動の顧問の許可のあるものなら着用してもかまいません。

④部活動で購入したウィンドブレーカー等は、普段の学校生活では着用できません。

（2）夏季期間 6月1日～9月30日

部活動の登下校は、標準服または駒沢中学校の指定ジャージです。ただし、発汗対策として、次の服装も許可する。

①駒沢中学校の体育着・ハーフパンツを着用してもかまいません。

②部活動で決められた練習着を着用してもかまいません。

③試合で使用するユニフォームを着用してもかまいません。

6 安全な活動を心がけてください。

（1）施設、用具による事故の防止

施設、用具を必ず点検してから活動してください。（バレーボールやバドミントンの支柱とワイヤー、野球のバットやネット、剣道の竹刀などの劣化、サッカーゴールの固定など）

（2）熱中症の予防

活動場所の熱中症モニターの数値が31以上の場合は、運動部は活動できません。それ以下の場合でも、絶対に無理をせず、積極的な水分補給と休憩、見学などを心がけてください。

（3）プール事故の防止

部活動でプールを使用する場合は、2名以上の教員（講師も可）を確保し、事前に管理職の許可と保護者への通知、AEDの準備、プール日誌への記入などが必要です。また、水中歩行や個人の体調やペースに合わせた運動によるクールダウンを目的とし、身体に負担のかかる運動、飛び込みや危険な行為は固く禁止します。

(4) 登下校中の不審者対策

活動終了後はまっすぐに帰宅してください。防犯ブザーを携行し、複数で歩くなど、十分に注意してください。絶対に知らない人の自動車に乗ってはいけません。

※別表

部活名	試合で使う ユニフォーム	部活で決めた 練習着	登下校の服装 《夏季期間》	登下校の服装 《冬季期間》
卓球	体育着 上下ユニフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ・体育着 ・駒沢中ジャージ ・上下ユニフォーム ・指定練習着 ・指定トレーナー ・指定ウィンドブレーカー ・白のワンポイントTシャツ 	<ul style="list-style-type: none"> ・部活で決めた練習着に準じたもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・部活で決めた練習着に準じたもの ・標準服で認められている防寒着
野球	白の上下ユニフォーム 紺のアンダーシャツ 紺のアンダーソックス	<ul style="list-style-type: none"> ・体育着 ・駒沢中ジャージ ・白のユニフォーム ・白のワンポイントTシャツ ・野球用紺・黒のアンダーシャツ 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育着 ・駒沢中ジャージ ・白のユニフォーム ・アンダーシャツ 	<ul style="list-style-type: none"> ・駒沢中ジャージ ・標準服で認められている防寒着 ・駒沢中グランドコート
男女 バスケットボール	《男子》 指定の上下ユニフォーム (白、紺) 《女子》 指定の上下ユニフォーム (白、青)	<ul style="list-style-type: none"> ・体育着 ・駒沢中ジャージ ・白・紺・黒・グレーのバスケットパンツ ・指定Tシャツ ・白のワンポイントTシャツ ・指定トレーナー ・指定ウィンドブレーカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育着 ・駒沢中ジャージ ・白・紺・黒・グレーのバスケットパンツ ・指定Tシャツ ・指定トレーナー 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育着 ・駒沢中ジャージ ・標準服で認められている防寒着 ・指定トレーナー ・指定ウィンドブレーカー
剣道	剣道着 体育着	<ul style="list-style-type: none"> ・体育着 ・駒沢中ジャージ ・白のワンポイントTシャツ ・剣道着 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準服 ・体育着 ・駒沢中ジャージ 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準服 ・駒沢中ジャージ
男子 バレー ボール	貸与のユニフォーム上着 購入した短パン 購入した靴下	<ul style="list-style-type: none"> ・白、黒、紺、グレーのTシャツ、及びロングTシャツ ・大会記念Tシャツ ・短パン・体育着 ・駒沢中ジャージ ・指定トレーナー上下 ・指定ウィンドブレーカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定練習着 ・体育着 ・駒沢中ジャージ ・指定トレーナー上下 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定練習着 ・駒沢中ジャージ ・指定ウィンドブレーカー ・指定トレーナー上下

女子 バレー ボール	貸与5種類ユニフォーム (半袖黒・白2種 長袖紺・白)	・体育着 ・駒沢中ジャージ ・白・黒ワンポイントTシャツ ・指定Tシャツ	・体育着 ・駒沢中ジャージ ・指定Tシャツ ・白・黒ワンポイントTシャツ	・駒沢中ジャージ ・指定トレーナー ・指定ウィンドブレーカー ・標準服で認められている防寒着
サッカー	ユニフォーム (ホーム) オレンジ上下 (アウェー) 青上下	・市販のサッカーウェア (主たる色が白色)	・指定練習着 ・体育着 ・駒沢中ジャージ	・指定練習着 ・体育着 ・駒沢中ジャージ
バドミン トン	検定品ポロシャツ 検定品ショートパンツ 白のスポーツソックス (くるぶしを覆うもの)	・体育着 ・駒沢中ジャージ ・白のワンポイント Tシャツ ・ユニフォーム	・体育着 ・駒沢中ジャージ ・黒のトレーナー	・駒沢中ジャージ ・標準服で認められている防寒着 ・黒のウォーマー
陸上競技	体育着	・体育着 ・駒沢中ジャージ ・白のワンポイント T シャツ	・体育着 ・駒沢中ジャージ ・標準服	・体育着 ・駒沢中ジャージ ・標準服 ・ウィンドブレーカー